

## \* B型肝炎の予防接種を受けるまえに \*

接種年齢：1歳未満

標準的な接種期間は生後2か月から9か月未満

\* 母子感染（垂直感染）予防として、出生後からの健康保険によるB型肝炎ワクチンの接種を受けたことのある方は、定期予防接種の対象になりません。

接種方法：皮下接種（合計3回接種）

1回目・・・標準的な接種開始年齢は、生後2か月から

2回目・・・1回目接種から27日以上あけて接種

3回目・・・1回目の接種から139日以上あけて接種

（20週後の同じ曜日から接種可能）

接種場所：市内指定医療機関

持ち物：母子健康手帳・予診票・体温計・筆記用具

母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。

**注意！ 野田市外に住民票をうつした場合、野田市の予診票を使って接種することはできません。必ず転出先の市区町村でご確認ください。予診票は複写式になっているので、1回分ずつ取り出して記入するようにしてください。（他の予診票に字が写らないように注意してください。）**

接種の前に、この説明書をよくお読みになってからお出かけください。

予防接種は体調のよいときにお受けください。

予防接種はお子さまの体調のよくわかる保護者の方がお連れください。

予診票に記入もれがあると接種できない場合があります。責任をもって記入してください。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

病気で治療中の場合や何らかの薬を飲んでいる場合は主治医に相談してから受けるようにしましょう。

### 【B型肝炎とは】

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。B型肝炎ウイルスへの感染は、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合（この状態をキャリアといいます）があります。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人では肝硬変や肝臓がんなど命にかかわる病気を引き起こすこともあります。

ワクチンを接種することで、体の中にB型肝炎ウイルスへの抵抗力（免疫）ができます。免疫ができることで、一過性の肝炎を予防できるだけでなく、キャリアになることを予防でき、周りの人への感染も防ぐことができます。

裏面に続く

## 副反応について

副反応の主なものは、局所の腫脹、発赤、疼痛、発熱、刺激に反応しやすくなったりすることがあります。なお、極めてまれに重大な副反応としてショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎などの重い病気にかかることがあるといわれています。予防接種を受けた後、気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師に相談してください。

### こんなときは受けられません

発熱しているとき。(接種会場で体温が37.5以上ある場合)

平熱の高い人は主治医に相談してください。

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合。

このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合。

結核(BCG)・ロタウイルスなど生ワクチンの予防接種をして、27日以上経過していない場合。ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオ(DPT-IPV)・ヒブ感染症・小児の肺炎球菌感染症・インフルエンザなどの不活化ワクチンの予防接種をしてから6日以上経過していない場合。

令和2年10月1日より、他の予防接種との接種間隔について変更の予定です。詳細は、保健センターにお問い合わせください。

麻しんにかかり、治ってから4週間程度経過していない場合。風しん・水痘・おたふくかぜなどの病気にかかり、治ってから2～4週間程度経過していない場合。突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑(りんご病)などの病気にかかり、治ってから1～2週間程度を経過していない場合。

(いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます。)

その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合。

### こんなときは受ける際に注意が必要です

心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合。

これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合。

過去にけいれんを起こしたことがある場合。

必ず、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう。

過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全の者がいる場合。

接種液の成分に対してアレルギー症状を起こす恐れがある場合

ラテックス過敏症がある場合。(天然ゴムの製品に対する即時型の過敏症で、ラテックス製の手袋を使用した時にアレルギー反応がみられた場合に疑います。また、ラテックスと交叉反応のあるバナナ、栗などにアレルギーがある場合には主治医とご相談ください)

### 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先> 保健センター ☎04-7125-1188  
関宿保健センター ☎04-7198-5011

